

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付 (第73回地域再生計画認定申請受付)における主な変更点等について

本認定回の変更点

- (1) 第73回認定回（以下「本認定回」という。）においては、認定地域再生計画の「4 数値目標」のうち「目標値」、「5－2④ 寄附の金額の目安」、「5－2⑥ 事業実施期間」及び「6 計画期間」にのみ変更が生じる場合に限り、変更認定申請として受け付けます。認定地域再生計画に上記以外の変更が生じる場合、新規認定申請として認定申請の手続きを行っていただく必要があります。
- (2) 従前の認定回においては、事前相談を必須としておりましたが、本認定回においては、新規認定申請に限り、事前相談を受け付けることとし、変更認定申請につきましては、原則として事前相談を不要とします。
- (3) 本認定回においては、事前相談及び認定申請に係る様式等の提出先を変更しております。当該様式等の提出に当たっては、以下の両メールアドレスに送付してください。
地域再生計画認定担当：e.nintei.c3s@cao.go.jp
企業版ふるさと納税担当：nintei.kifuru@cas.go.jp

地方版総合戦略関係

- (1) 認定申請に当たっては、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を申請書類として提出していただく必要がありますが、本認定回の認定申請受付期間から企業版ふるさと納税を活用する事業の事業実施期間の始期以前に、現行地方版総合戦略が改訂される場合は、事業実施期間の始期において効力のある次期地方版総合戦略の案を申請書類として提出してください（次期地方版総合戦略の案の作成が認定申請受付期間に間に合わない場合は、次回認定回で新規認定申請を行ってください。）。

なお、本認定回において、提出予定の地方版総合戦略が読替え通知等により延長し、地方版総合戦略自体の記載変更を行わなかった場合は、地方版総合戦略と併せて当該読替え通知等を提出してください。

(2) 地方版総合戦略の改訂を行う場合の注意点

次期地方版総合戦略の案を基に作成し、認定申請を行った地域再生計画について、次期地方版総合戦略の策定に当たり、案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更される等、地域再生計画に記載された事業の内容に変更がある場合は、次回認定回で新規または変更認定申請を行う必要がありますので御了承ください。